

登別市役所現庁舎用地利活用可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

登別市役所現庁舎用地利活用可能性調査業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 業務目的

登別市役所本庁舎は、令和8年9月に近隣市有地に移転する予定であるが、現庁舎用地が位置する中央地区は、市域の地理的中心のみならず、各種公共サービス機能が位置し、商店や飲食店も集積するなど、都市機能の面でも本市の中核をなす地区である。

さらに当該用地は同地区の中心に位置することから、本庁舎移転後の跡地が有効に民間活用されることで、同地区の一層の活性化が見込まれることはもちろん、本市の魅力向上にも繋がることが期待される。

本調査は、そうした背景を踏まえ、当該用地の利活用の可能性について調査するほか、その活用手法や事業スキーム、事業化推進方策などについて検討することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

登別市役所現庁舎用地利活用可能性調査業務委託

(2) 対象地

登別市役所現庁舎用地

(登別市中央町6丁目11番地／登別市中央町6丁目19番地1)

(3) 業務内容

対象地における民間事業の可能性について、民間事業者へのヒアリングなどを行い、その結果などを基に事業化構想案を検討する。さらに当該構想案に基づきサウンディング調査を行い、事業化推進方策を検討する。なお、詳細については、別紙1「登別市役所現庁舎用地利活用可能性調査業務委託 仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりとする。

(4) 提案上限額

本業務に係る提案上限額は13,055,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

3 事業者選定方式

公募型プロポーザルにより受注候補者を選定し、当該受注候補者と契約を締結する。

4 参加資格条件

- (1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱に規定する競争入札等参加資格有資格者名簿(令和5・6年度)の登録事業者で、かつ当該業務に対応できる業種(委託等/その他/調査業務)に登録している事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)または会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
- (6) 過去に本業務と同種または類似する業務を受託し、履行した実績を有する者であること。
- (7) 参加資格の有無確認基準日は令和7年1月27日(月)とする。なお、参加資格がある事業者が基準日以降に参加資格を欠くこととなった場合は失格とする。

5 事業者選定スケジュール等

(1) 実施スケジュール

実施要領の公表	令和7年1月15日(水)
質問書受付期間	令和7年1月15日(水)から 1月27日(月)午後5時
質問書に対する回答送付日	令和7年1月31日(金)
参加申込書受付期限	令和7年2月5日(水) 午後5時
参加資格確認通知書の交付日	令和7年2月10日(月)
企画提案書等提出期限	令和7年3月7日(金) 午後5時
プレゼンテーション実施日	令和7年3月24日(月) ※日程は後日連絡
選定結果の通知日	令和7年3月26日(水)
見積もり合わせ	令和7年4月上旬(予定)
契約締結日	令和7年4月中旬(予定)

(2) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合には、次により質問書(様式1)を提出すること。

- ア 受付期間 令和7年1月15日(水)から令和7年1月27日(月) 午後5時まで
- イ 提出先 登別市総務部企画調整グループ
E-mail アドレス kikaku@city.noboribetsu.lg.jp
- ウ 提出方法 PDF ファイルに変換し、電子メールにより提出すること(メール送信後に必ず電話連絡を行うこと)。
- エ 質問書への回答方法 令和7年1月31日(金)に、質問者に電子メールにより回答するとともに、登別市公式ウェブサイトに掲載する。

(3) 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書等を提出すること。

- ア 提出期限 令和7年2月5日(水) 午後5時
- イ 提出先 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地
登別市総務部企画調整グループ
E-mail アドレス kikaku@city.noboribetsu.lg.jp
- ウ 提出方法 PDF ファイルに変換し、電子メールにより提出すること(メール送信後に必ず電話連絡を行うこと)。なお、提出書類のデータにはパスワードを設定し、別途電子メールでパスワードのみ送信すること。
- エ 提出書類 ①参加申込書(様式2)
②会社概要書(様式3)
③業務実績書(様式4)

(4) 参加資格確認通知書の交付

参加申込書の提出者に対しては、参加資格の有無について確認を行い、次により参加資格確認通知書を交付する。

- ア 交付日 令和7年2月10日(月)
- イ 交付方法 電子メールにより交付

(5) 参加資格の喪失

参加申込書提出後、選定結果の通知日までの間に、次のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、以降の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

ア 「4 参加資格条件」に規定するすべての要件を満たすものでないことが明らかとなったとき。

イ 提出した書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき。

(6) 参加を辞退する場合

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、次により参加辞退届(様式5)を提出すること。

- ア 提出先 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地
登別市総務部企画調整グループ
E-mail アドレス kikaku@city.noboribetsu.lg.jp
- イ 提出方法 PDF ファイルに変換し、電子メールにより提出すること(メール送信後に必ず電話連絡を行うこと)。

(7) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込書等を提出した者は、次により企画提案書等を提出すること。

- ア 提出期限 令和7年3月7日(金) 午後5時
- イ 提出先 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地
登別市総務部企画調整グループ
E-mail アドレス kikaku@city.noboribetsu.lg.jp
- ウ 提出方法 PDF ファイルに変換し、電子メールにより提出すること(メール送信後に必ず電話連絡を行うこと)。なお、提出書類のデータにはパスワードを設定し、別途電子メールでパスワードのみ送信すること。
- エ 提出物 (ア) 企画提案書①(様式6)、企画提案書②(様式7又は様式7記載の項目を内容とする任意様式)
(イ) 業務実施体制(様式8)
(ウ) 配置予定担当者調書(様式9)
(エ) 業務工程表(様式10)
(オ) 見積書(様式11)及び見積内訳書(任意様式)

オ 留意点

- (ア) 企画提案書作成にあたっての留意点
仕様書(別紙1)や公募型プロポーザル評価基準表(別紙2)を参考に記載すること。
- (イ) 業務実施体制(様式8)作成にあたっての留意点
配置を予定する各技術者について、職区分ごとに氏名等を記載すること。なお、配置予定の無い職区分は空欄とすること。
- (ウ) 配置予定担当者調書(様式9)
配置予定担当者ごとに作成すること。なお、業務実績については、本業務と同種または類似する業務に関し記載すること。
- (エ) 業務工程表(様式10)
仕様書(別紙1)に定める業務内容ごとに、想定スケジュールを記載すること。
- (オ) 見積書(様式11)及び見積内訳書(任意様式)
見積内訳書には、業務ごと職区分ごとに、実施に要する人工と金額を記載すること。

カ その他

- (ア) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (イ) 提出する企画提案書は、本公募型プロポーザルにおける受注候補者選定以外の目的には使用しないものとする。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、受注候補者の選定を行うために必要な範囲で複製を作成することがある。
- (エ) 企画提案書等の提出後に、受注候補者の選定を行うために必要な範囲で追加の資料を求めることがある。
- (オ) 提出された企画提案書等は返却しない。

6 受注候補者の選定

本市が設置する選定委員会にて、提出された企画提案書等及び別途実施するプレゼンテーションの内容を審査し、最も高い点数を得た提案者を受注候補者に選定する。

(1) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

(ア)実施日 令和7年3月24日(月) ※時間は後日連絡

(イ)会場 登別市役所 第1委員会室(市役所本庁舎2階)(予定)

※詳細は後日連絡

イ プレゼンテーションは、提案者による提案内容の説明と評価委員会による提案内容の確認を主な目的として実施するものであるため、企画提案書等に基づき実施すること。ただし、企画提案書等の内容をパワーポイント等に編集したものを使用することは可とする。なお、プレゼンテーションに用いる資料は、紙面、データいずれでも可とするが、データによりプレゼンテーションを行う場合、パソコンは提案者で用意すること(プロジェクター及びスクリーンは本市で用意)。

ウ 出席者は3名以内とする。

エ 時間は1社30分(説明20分、質疑10分)とする。

(2) 評価基準

公募型プロポーザル評価基準表(別紙2)のとおりとする。

(3) 評価委員会における審査方法

ア 公募型プロポーザル評価基準表(別紙2)に定める評価項目ごとに、評価基準及び評価の視点に基づき提案内容を評価し、最も高い合計得点を得た提案者を受注候補者に選定する。

イ 最も高い合計得点を得た提案者が複数いる場合には、公募型プロポーザル評価基準表(別紙2)に定める評価項目のうち「企画提案」でより高い得点を得た提案者を選定する。それでもなお同得点の場合には、委員の合議により受注候補者を決定する。

(4) 選定結果の通知

提案者に対しては、受注候補者に選定された旨または選定されなかった旨を、令和7年3月26日(水)に通知する。併せて、登別市公式ウェブサイトにて結果を公表する。

(5) 選定の取消

受注候補者に選定された者が、選定結果を通知した日から契約締結までの間に、次のいずれかに該当することになった場合には、受注候補者としての選定を取り消すものとする。この場合には、審査委員会の審査において、次順位となった者を受注候補者に再選定し、その旨を通知するものとする。

ア 「4 参加資格条件」に規定するすべての要件を満たすものでないことが明らかとなったとき。

イ 提出した書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき。

7 委託契約の締結及び業務の履行

(1) 委託契約の締結

本市は、登別市契約事務規則その他契約関連規定に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約により、選定された受注候補者と委託契約を締結する。なお、辞退等の理由により、受注候補者と契約できなかった場合には、審査委員会の審査において次順位となった者を受注候補者に再選定する。

(2) 業務の履行

受託者は、提案内容を基本に業務を履行するものとするが、その詳細については、本市と受託者が協議の上決定する。

8 問合せ・連絡先

登別市総務部企画調整グループ(担当:近間(ちかま)、原田(はらた))

〒059-8701

北海道登別市中央町6丁目11番地

電話:0143-85-1122 FAX:0143-85-1108

メール:kikaku@city.noboribetsu.lg.jp